

厚生労働大臣の定める揭示事項

2025 年 6 月 1 日現在

■当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

【保険指定等について】

- ・生活保護法指定医療機関
- ・原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱医療機関
- ・難病法指定医療機関

■明細書発行状況に関する事項

当院では医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していくため、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

ただし、明細書には使用した薬剤や行われた検査の名称が記載されます。ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

■一般名での処方・後発医薬品の使用

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬については、患者さまへご説明の上、一般名（有効成分の名称）で処方する場合があります。また医薬品の供給状況によって投与するお薬を変更する可能性があります。なお、令和6年10月より、長期収載品について「医療上の必要性があると認められない場合」には、患者さまの希望による処方の場合には、「選定療養が適用される」ことをご理解ください。（厚労省の定めた医薬品について、薬価差の一部（1/4）が自己負担となります）

■夜間・早朝等加算

当院では、地域の医療提供体制を守るための診療時間の設定をしています。

厚生労働省の規定により、平日 18:00 以降・土曜日 12:00 以降は夜間・早朝等加算が適用されます。

当院の標榜時間外の時間帯で診療を行った場合には、時間外加算・深夜加算・休日加算が適応されます。

■医療情報の活用

当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認を行う体制を有しています。患者さまの同意を得て、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

■個人情報保護指針

当院は、当院が保有する患者さんや関係者の個人情報について、個人情報の保護に関する法令および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、その他の規範を遵守し、個人情報保護基本方針を定め、これを実行し維持することに努めます。

■コンタクトレンズ検査について：当院はコンタクトレンズ検査料1を算定しています。

基本診療料

初診料 291 点

再診料 75 点

明細書発行体制加算 1 点

特掲診療料 コンタクトレンズ検査料1 200 点

※コンタクトレンズ装用のための受診であっても、厚労省が定める疾患の治療は必要な場合は、
眼科的検査料で算定する場合があります。

・担当医師 （眼科診療経験）

竹中康子（1990 年～） 長谷部啓子（1963 年～）

■各種文書料金（税込み）：以下は実費のご負担をお願いいたします。

・診断書（当院指定） 3,300 円

・診断書（上記以外） 5,500 円

・健診結果診断書 5,500 円

・生命保険診断書（手術・通院） 8,800 円

・安全協会書類（初回のみ） 550 円